原発の事故処理・賠償費用、廃炉費用
誰がどのように負担するか

電力自由化のもとで相対的に不利となる原発に対する「事業環境整備」の議論が新たな局面を迎えています。

2016 年 9 月以降、原発の廃炉費用の一部、および福島第一原発事故の事故処理・賠償費用の一部を「託送料金」のしくみを利用して回収できるようにする議論が、12 月中旬にも取りまとめられようとしています。

原発事故の責任追及、原子力政策の国民的議論なく、国会での議論もなく、拙速に決めてしまうことに対し、多くの市民・消費者、新電力会社、国会議員、専門家から異議が上がっています。

そこでこのたび、国会議員や専門家、消費者団体、環境団体などの共同により、院内集会と資源エネルギー庁ヒアリングを開催します。

「原発コスト転嫁の前に責任の明確化と政策見直しを」と訴える賛同署名も、冒頭に提出します。

日時：　12 月 14 日（水）11:00～13:00

場所：　衆議院第一議員会館　多目的ホール

内容（予定）：

1.　再生可能エネルギーを選びたい消費者の声

　署名提出　「国民への 8.3 兆円負担転嫁の前に政策転換を」

　　（都甲公子氏、岡部幸江氏）

　関西発の署名活動　（稲岡美奈子氏）

2.「託送料金での回収は適切でない」新電力の声

　新電力アンケートの結果（パワーシフト・キャンペーン）

3. 原発ゼロの会　談話について

4. 資源エネルギー庁ヒアリング

　（討論者）

　大島堅一氏（立命館大学国際関係学部教授、原子力市民委員会座長代理）

　竹村英明氏（市民電力連絡会会長、EG パワー）

　飯田哲也氏（環境エネルギー政策研究所）

　原発ゼロの会参加国会議員　　ほか

司会：吉田明子（国際環境 NGO FoE Japan）

主催：　原子力市民委員会、原発ゼロの会、国会エネルギー調査会（準備会）有識者チーム、市民電力連絡会、e シフト、パワーシフト・キャンペーン、環境エネルギー政策研究所

後援：　全国消費者団体連絡会

連絡先：　FoE Japan　03-6909-5983、info@power-shift.org

論点

1．総論

1）東電１Ｆ問題委員会で提示された廃炉・賠償費用「21.5 兆円」について、根拠が示されていない。根拠を含めた数字の公開が必要ではないか。

2）「21.5 兆円」がさらに上振れした場合にどうするのか。

3）ベースロード電源市場は全く異なる議論であり、バーターにすべきでない。

2. 福島第一原発事故について東京電力の責任問題

1）東京電力（経営者、株主、債権者）の責任が問われていない。

2）原賠機構「一般負担金過去分」を遡って回収することは非合理ではないか。
「3.8 兆円」のうち、2020 年以降分 2.4 兆円を託送料金で回収

3．「託送料金」という方法について

（東京電力が責任を取った上でさらに不足する賠償・事故処理費用について）

1）原子力事業者が負担するのが原則であり、「託送料金」での回収は原則に反する。
小売自由料金（旧一般電気事業者の小売部門）で回収すべき、
国民負担が避けられない場合は、国会での議論を経て税とすべきではないか。

2）１Ｆ事故処理費用について、「送配電部門の合理化分」は、託送料金に反映すべきであり、廃炉費用に充てることは電力自由化の趣旨に反し不適当である

4．原発の費用

1）実績値としてみれば、事故費用、廃炉費用を含めれば明らかに「高コスト」ではないか。政府の試算（モデルプラント方式）は非現実的。
＊大島堅一氏の「実績」に基づいた試算では 13.1 円　（資料）

貫徹小委の議論の構造

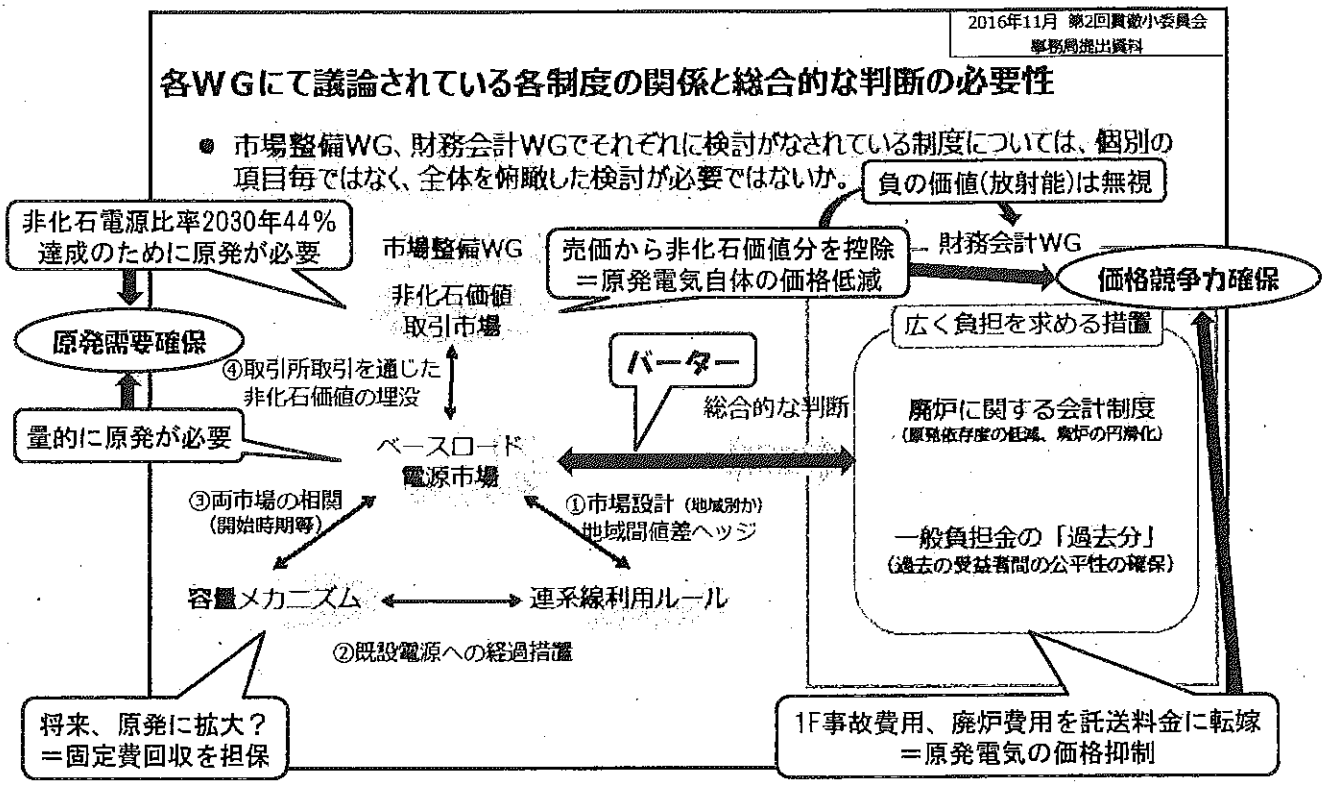

貫徹小委資料に原発ゼロの会事務局が加筆

福島事故及びこれに関連する確保すべき資金の全体像と東電と国の役割分担 （参考資料） 1

	廃炉・汚染水（※1）	賠償（※3）	除染	中間貯蔵	合計
金額	2.0兆円 ↓（+6.0兆円） **8.0兆円**	5.4兆円 ↓（+2.5兆円） **7.9兆円**	2.5兆円 ↓（+1.5兆円） **4.0兆円**	1.1兆円 ↓（+0.5兆円） **1.6兆円**	11.0兆円 ↓（+10.5兆円） **21.5兆円**
		交付国債枠：９兆円 → **13.5兆円**			
東電	2兆円 ↓（+6兆円） 8兆円 （管理型積立金を想定）	2.7兆円 ↓（+1.2兆円） 3.9兆円	2.5兆円 ↓（+1.5兆円） 4.0兆円 （株式売却益を想定※5）	—	7.2兆円 ↓（+8.7兆円） **15.9兆円**（※6）
大手電力	—	2.7兆円 ↓（+1.0兆円） 3.7兆円	—	—	2.7兆円 ↓（+1.0兆円） **3.7兆円**
新電力	—	0.24兆円（※4）	—	—	**0.24兆円**
国	（研究開発支援） （※2）	—	（株式売却益）	1.1兆円 ↓（+0.5兆円） 1.6兆円 （エネルギー予算を想定）	1.1兆円 ↓（+0.5兆円） **1.6兆円**

（※1）第6回東京電力改革・１F問題委員会において公表された「有識者ヒアリング結果報告」を引用したもの。経済産業省として評価したものではないことに留意。
（※2）別途、廃炉の研究開発に、平成28年度補正予算までの累計で0.2兆円がある。
（※3）原賠機構法による負担金は、各事業者が事故への備えとして納付しているものであるが、現状では、1F事故賠償に係る資金に充てられている。これを前提とした上で、上記の金額は、上段については2013年度、下段については2015年度と同条件で負担金が設定されると仮定した試算値であり、毎年度の負担金は原賠機構において原賠機構法に基づき決定される。
（※4）託送で回収する総額は、原賠機構法施行の前年度（2010年度）までのものについて算定し、回収が始まる2020年前の2019年度末時点までに納付することが見込まれる一般負担金を控除した約2.4兆円。その上で新電力のシェア10%と想定して試算した額。40年回収とすれば、年額60億円。（託送料金0.07円/kWh相当＝一般標準家庭で18円/月）
（※5）不足が生じた場合には、負担金の円滑な返済の在り方について検討する。
（※6）別途、東電の自己資金で除染を実施する0.2兆円分（原賠補償法に基づく補償金相当）がある。

12月9日 東京電力改革・1F問題委員会 第6回「参考資料」

確保すべき資金の額と対応策 2

確保すべき資金の額・要因

１Ｆ廃炉（現状2兆→8兆）
- ◆燃料デブリ取り出しに当たって確保すべき資金について過去の事例を参考にした有識者試算による

賠償（現状5.4兆→7.9兆）
- ◆商工業、農林漁業に関する営業損害・風評被害の収束の遅れ
- ◆帰還・移住のための住居確保に係る費用の賠償等の新たな賠償項目の追加

除染（現状2.5兆→4.0兆）
- ◆需給のひっ迫による労務費や資材費の上昇
- ◆現場の状況を踏まえた丁寧な除染の実施による除染対象物の追加
- ◆仮置場撤去時などの廃棄物発生量の増加

中間貯蔵（現状1.1兆→1.6兆）
- ◆輸送時の安全対策や施設の仕様等の検討状況を踏まえた資金の増加

対応の原則

東電改革による資金確保が原則

2016年～

東電改革を前提とした国の措置 あわせて復興の加速化・充実を図るため、事業の効率化等を進める

＜廃　炉＞
措置①
- 廃炉に関する資金を確保し廃炉事業を安定実施するため、「管理型積立金制度」を創設

措置②
- 送配電事業合理化努力分を事故廃炉事業に優先的に充当

＜賠　償＞
措置③
- 事故対応への準備不足分について、全需要家から公平に回収する仕組み

＜除染＞
措置④
- 東電改革による東京電力株の売却益拡大で対応

＜中間貯蔵＞
措置⑤
- 国費（エネルギー特会）で対応

※その他、原発依存度低減、廃炉の円滑な実施のため、
託送の仕組みを利用して全需要家から回収する措置を行い、廃炉に関する会計制度を維持する。

検討の背景

- 福島第一原発事故後、原子力事故への備えとして、従来から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原子力損害賠償支援機構法が制定され、同年、同法に基づき、原子力事業者が拠出する一定額を財源とする賠償機構が設けられている（一時負担金）。
- 原子力損害賠償法の趣旨は、被害者に対する賠償の確実な実施のため、事業者に対し無過失責任を課すとともに、賠償措置額の範囲内で、国が事業者に対し必要な援助を行うこととされている。
- 原子力事業者は、福島第一原子力発事故以前から、賠償への備えの観点から、自己の責任で保険等の措置を講じることを義務付けられている。
- 電力自由化下、原子力機構法制定後、原子力事業者は、自己の責任で保険等の措置を講じることを義務付けられていない。

「過去分」のイメージ

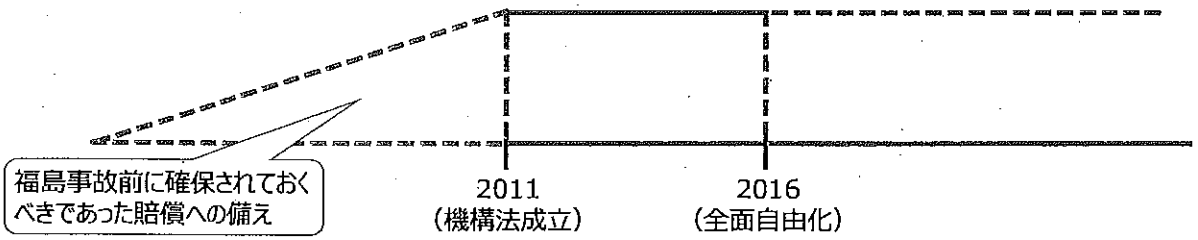

12月9日 第6回財務会計ワーキング・グループ
資料3「自由化の下での原子力事故の賠償への備えに関する負担の在り方について」

「過去分」の規模

- 現行の一時負担金の算定方式を前提とし、各原子力事業者が納付する一時負担金の総額が、各事業者が保有する原子力発電所の設備容量（kW）に応じて算定されていることを前提とすれば、過去分の一時負担金の総額を、原子力事業者の設備容量で割ることにより、kWあたりの単価を算出することも可能。
- 仮に、過去分の一時負担金の総額を、原子力事業者の設備容量（kW）で割ることにより、kWあたりの単価を算出することも可能。

	設備容量（熱出力）	一時負担金/過去分金額	kWあたり単価
現行制度	約1.5億kW	約1,600億円 ※日本原燃負担分（約30億円）除く。	**約1070円/kW** （1600億÷1.5億kW）
1966年度～現行制度	約35億kW	**約3.8兆円** （約1070円/kW×約35億kW）	約1070円/kW

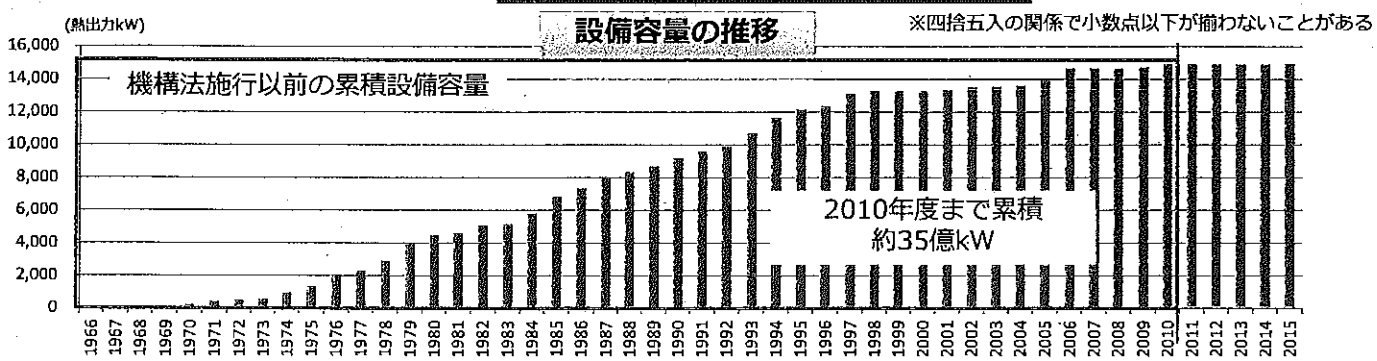

託送料金の仕組みを利用して回収する「過去分」の額

- 現在、原子力事業者が毎年納付している一般負担金は、経過措置として設定されている小売規制料金により回収されていることから、託送料金の仕組みを利用した「過去分」の回収は、経過措置として設定されている小売規制料金が廃止される2020年に開始することが妥当であると考えられる。
- この場合、2011年までに納付される一般負担金は、小売規制料金の残る期間（原子力事業者破産手続で回収されるため、全需要家負担）を除き、概ね全ての需要家から回収されると考えることができる。
- このため、託送料金の仕組みを利用して回収する「過去分」の算定に当たっては、2011年から2020年までに納付される一般負担金を全需要家から回収する「過去分」と、福島事故前に確保されるべきであった「過去分」賠償額から控除して算定する。
- 2020年度末までに原子力事業者が納付することが想定される一般負担金は約1630億円*であり、これを「過去分」賠償額から控除すると、新たな負担**となる。

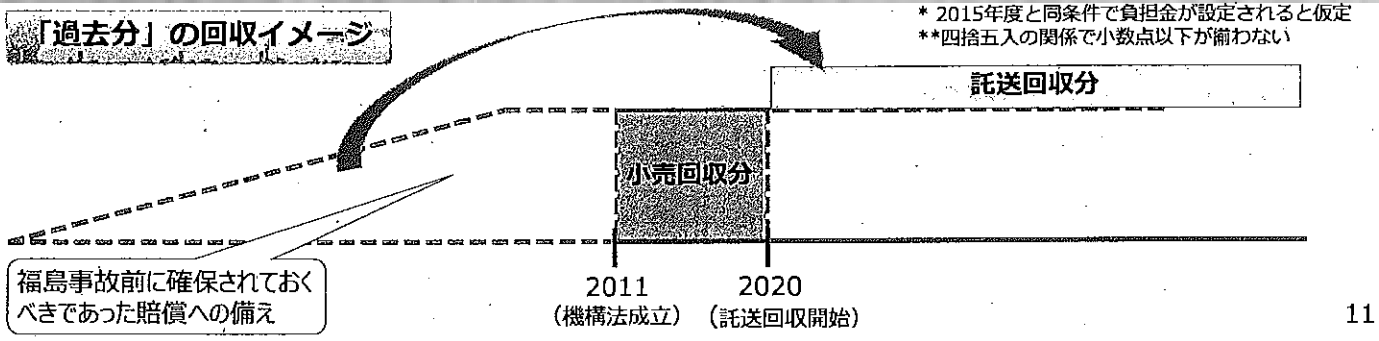

年間回収額と回収期間

- 例2-4 仮に「過去分」託送料金の仕組みを利用して全需要家から回収する場合、
  ① 毎年度の回収額を多くすれば、1年当たりの需要家の負担は大きくなる一方、回収期間は短くなり、
  ② 毎年度の回収額を制限すれば、1年当たりの需要家の負担は小さくなる一方、回収期間は長くなる。
- そうした中で、毎年度当たりの需要家の負担を最大限制限しつつ、現在世代に過大な負担を課さないためには、年間回収額と回収期間については、どのように考えるべきか。
- 例えば、国内で初めて商用原発が稼働（1970年）してから原賠機構法が制定（2011年）まで41年であり、また、現行規制法上、原発の稼働期間が原則40年とされていることを踏まえると、回収期間を40年（年間回収額600億円）とすることが一案ではないか。

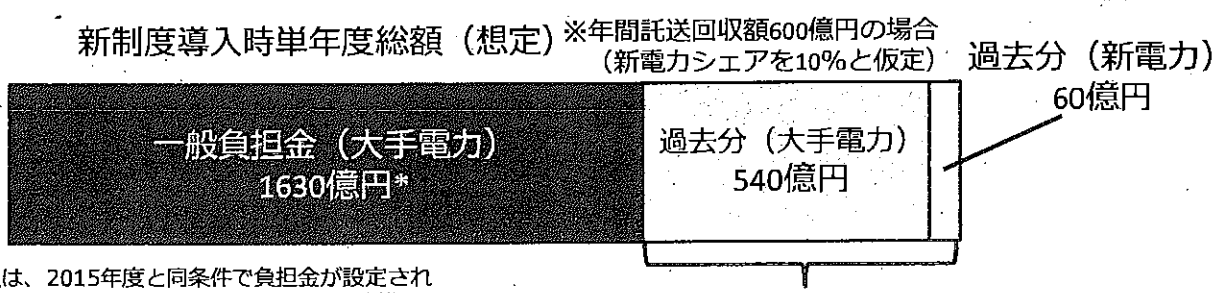

*一般負担金の額は、2015年度と同条件で負担金が設定されると仮定した試算値であり、毎年度の負担金は原賠機構において原賠機構法に基づき決定される。

託送料金への上乗せ額はkWh当たり７銭、標準家庭では月平均18円に相当。